

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
1	序文	徳島県	①受注者	工事関係書類一覧表の中で、提出先をもう少し明確に記載していただきたいです。例えば、契約後、1ヶ月以内に提出しなければならない「建退共掛金収納書」は紙ベースの場合、整備局に提出でしたが、社内外いろいろな人に聞きまわってわかりづらかったです。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。指導事項には「契約担当官等に提出すること」と記載しており、分任官工事は事務所等の経理課(経理課が無い事務所等の場合はそれに類する課)、本官工事は四国地方整備局契約課に提出ください。なお、工事関係書類一覧表に分かり易く追記致します。
2	序文	徳島県	③支援業務者	昨年度より押印が不要となった書類がいくつかあります。しかし、管理担当職員さんより押印を要求された書類があります。例えば現場発生品調書が該当しました。押印不要を伝えましたが【今までは押印してもらっていたと】横並びを求められました。適切な指導をお願いします。	現場発生品調書については押印不要です。関係者へ周知致します。
3	序文	徳島県	②発注者	前払金請求書(Ⅰ)と前払金請求書(Ⅱ)の様式を追加して欲しい。	四国地整HPIに「請求に関する書類」に関する様式として掲載しております。 http://www.skr.mlit.go.jp/etc/ukeoi/index.htm
4	序文	愛媛県	①受注者	工事関係書類一覧表(78 登録基幹技能者) 施工計画書にも記載することが義務付けられているため、そこに写しも添付することで1本化できないか?	登録基幹技能者講習修了証は、対象工種に従事するまでに写しを監督職員へ提出することとしております。施工計画書の提出のタイミングと同じにならない場合もあるかと思っておりますので、その都度提出をお願いします。
5	1.添-61	愛媛県	①受注者	「施工計画の提出を受けた工種について、速やかに段階確認(施工状況把握)及び材料確認を行う工種・項目・時期・頻度について受注者と打合せを行い確認すること。」と記載がありますが、総括打合せ時に提出している監督計画の追加・修正は必要ないのでしょうか。	監督計画は、総括打合せ時に発注者の指示(調整)によるものであり、それを元に、受注者が、より具体化し施工計画書に記載するものとしております。新たな工種等が発生した場合についても、速やかに監督職員等の指示(調整)を踏まえ、同様に施工計画書に反映する必要があります。
6	5	高知県	①受注者	情報取扱者名簿及び情報管理体制図 制度の趣旨、責任者・管理者の資格要件・責務等を明示してほしい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。制度の趣旨、責任者・管理者・従事者の要件等を追記します。
7	14	高知県	①受注者	施工(作業)中止基準の細分化 工種・種別による基準は、一般土木においては変わらないように思われる。	工事の内容によっては、変わらない場合もあるかと思っておりますが、例えば、屋内や屋外(河川内、市街地、山地などでも違う)での作業など場所によって、それぞれ中止基準が変わってくるため、一律に設定するのではなく、それぞれに応じた基準を設定してください。
8	17	愛媛県	①受注者	土木工事書類作成マニュアルに記載しています施工体制に添付すべき書類がもう少し明確に書いて欲しい。元請けと下請けの欄を仕切り線を入れて分かりやすくして欲しい。発注者からは、結局下請けにも資格証の写しや健康保険証の写しも求められているが、マニュアルでは元請けだけでは無いかと読み解けるが、内容がハッキリしないので。	配置予定技術者等の資格および雇用関係を証明(健康保険証等)できるものの写しの添付については元請けのみですが、分かり易いように、土木工事書類作成マニュアルを修正します。ただし、監督職員等が確認を行う場合には提示にご協力願います。
9	17	愛媛県	①受注者	警備業社を施工体制台帳に記入する場合の様式(施工体制台帳、再下請負通知書)を作成してほしい。	警備業の様式(施工体制台帳、再下請通知書)については、建設業法の様式に準じて作成してください。
10	18	愛媛県	①受注者	1-2-1施工体制台帳・施工体系図 以前にも記載させていただきましたが、再下請負通知書に添付すべき書類(注文書・請書及び基本契約書又は約款の写し)との記載がありますが、施工体制台帳(元請、1次請負)と同様の添付資料を要求がありました。元請業者は、資料を入手し内容確認するため保管していますので提出しても労力は変わらないと思います。	提出資料となると、個人情報等のマスキング作業など、余分な手間がかかることとなるため、提出ではなく提示にて確認させていただきますので、ご協力願います。
11	19	高知県	①受注者	作業員名簿を提出する必要はないのでは。	建設業法で位置づけられていること並びに土木工事共通仕様書に提出する旨が記載されているため、作業員名簿の作成をお願いします。なお、社会保険加入状況や、資格を有した技術者が適切に施工しているかの確認、あるいは事故など緊急時の際に必要なものと考えておりますので、ご理解願います。
12	20	徳島県	③支援業務者	施工体制台帳に添付する資料について 現在は作業員名簿を添付して提出するようになっておりますが、不要に思えます。本来、作業員名簿は元請業者が下請業者の労働者の住所・年齢や有資格などを把握しておくために受注者側で保管しておく資料です。現場労働者の個人情報を提出されたからといって発注者側に何のメリットがあるのでしょうか? 何のために発注者側で把握する必要があるのでしょうか?	
13	20	徳島県	③支援業務者	建設業法のポイント P28-p29 作業員名簿の記載例との相違 統一する方がよいのでは?	土木工事書類作成マニュアルに記載している作業員名簿については、直轄事業の工事を対象として、全国統一の様式例を作成したものであり、安全管理並びに社会保険加入対策とした作業員名簿での確認・指導を目的としておりますので、建設業法のポイントの様式、もしくは独自の様式にて作成頂いても問題ございません。なお、提出資料について個人情報保護目的のマスキング等については、受注者にて対応をお願いします。
14	20	—	③支援業務者	作業員名簿の様式が、マニュアルと建設業法のポイントと整合性が図られておらず、整合を図って頂きたい。	
15	20	愛媛県	①受注者	施工体制台帳の確認書類で作業員名簿を添付していますが、最近の健康診断日を記入するだけで血圧の情報までは必要ないのではないか。各作業場では作業員の健康状態を把握していると思います。	

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
16	21	高知県	①受注者	1-4工事測量成果表について【受注者は、仮BM(仮座標点)の設置にかかわる測量結果を監督職員へ提出する】とありますが対象物が、仮BM(仮座標点)の設置にかかわるものでなければ、該当しないということでしょうか。	土木工事書類作成マニュアルを土木工事共通仕様書の内容に修正します。また、提出・提示の別の表は削除します。
17	28	—	③支援業務者	請負代金内訳書は、「監督職員が貸与する電子データに必要な事項を入力するものとする。監督職員への提出は、入力済みの電子データを提出する」と記載されていますが、工事関係書類一覧表(P[3])との整合が図られていないため、修正してください。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。土木工事共通仕様書に記載のとおり、本文について「また、受注者は、請負代金内訳書の作成に際して、発注者(契約担当課)が貸与する電子データに必要な事項を入力するものとする。発注者(契約担当課)への提出は、入力済みの電子データを提出する。」に修正します。
18	31	愛媛県	①受注者	1-10工事工程表 契約後14日以内に工程表の提出をしているが、受注初期で施工計画が不十分な時期であり、実際の現場担当者が作成していない場合も多い。この工程表を根拠に一部中止の期間や工期延期日数の話をされると対応できない場合が多い。	工事請負契約第3条に記載しており、契約事項となりますので、可能な限り実態に即した工事工程表の作成・提出をお願いします。なお、一部中止の期間や工期延期等の協議において、提出された工事工程表では説明が不十分となる場合は、実施工程表などにより対応できる旨、周知致します。
19	43,44	愛媛県	③支援業務者	当事務所では、維持工事には専用の指示書・完了報告書を発行していますが、「土木工事書類作成マニュアル」には、維持工事専用のマニュアルは無く維持工事についても、工事打合せ簿での指示・提出の形に統一して頂きたいです。	基本的に、維持工事で実施している工種は、施工後ただちに検査を受けなければ確認が困難となる工種(指定工種)であり、維持工事指示書および維持工事完了報告書にて対応をお願い致します。なお、維持工事指示書および維持工事完了報告書を添付資料とし、情報共有システム(ASP)の工事打合せ簿を用いて、指示・提出することも問題ございません。
20	54	高知県	①受注者	2-4-2近隣協議資料 工事が点在型の場合は占用管理者が1つで点在工区を記入する欄がほしい。	様式「地下埋設物確認書」5. その他1. 以外の場合はまとめて記載頂いても構いません。
21	55	—	③支援業務者	様式事例の上水道、電力では、埋設物があるにもかかわらず、「埋設されておりません。」の欄に「埋設物:なし」が記載されているため、「なし」という記載を削除して頂きたい。 同様に、様式のカス以降の項目についても「なし」を削除して頂きたい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 ※埋設されていない事例の「下水道」のみ「埋設物:なし」とし、その他の埋設物箇所の「なし」の表記は削除致します。
22	55,56	愛媛県	①受注者	複数年に渡る事業において、前年度工事で地下埋設物確認について確認済みであるものの、次年度工事で地下埋設物確認をおこなっています。引き継ぎが可能または一部確認が必要を発注者で指示して頂けたら地下埋設物確認に要する日数や時間が軽減されると思います。	地下埋設物物件の損傷防止の観点から確認をお願いしているところです。ご意見からは、前年度と次年度工事の主任技術者等の関係や埋設物物件の近接状況等について分かりかねますが、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、その理由を付して事前に監督職員と協議し、確認を省略出来ることとなっています。
23	57	愛媛県	①受注者	工事材料について、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定されたもの以外においてもカタログ、試験成績書を求められるケースが多々ある。	土木工事共通仕様書2-1-2-1「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等については、JISマーク表示状態を示す写真当確認資料の提示に替えることができる。」としております。よって、工事材料によっては、資料の提出の必要はありませんが、提示を求める場合もございますので、ご留意ください。
24	57~65	高知県	③支援業務者	段階確認、材料確認はあるが、国交省工事においてもNEXCO工事のように「試験施工」を取り入れてはどうでしょうか？築堤の転圧や重要構造物の埋戻し等の土質や転圧回数、巻き出し厚等の施工には重要と判断します。	土木工事共通仕様書1-2-1-2により、「受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。」とあり、基準類のなかには道路土工や河川土工マニュアルなどがあります。道路土工および河川土工マニュアルなどにおいて、試験施工の内容が記載されておりますので、必要に応じて適宜実施してください。
25	60,61	—	③支援業務者	P61には、「施工状況把握については、当面の間、当様式(段階確認書)を準用する。」となっておりますが、従来どおり記録を残す方式に戻してもらいたい、併せて記録様式をマニュアルに記載して頂きたい。 また、P60の表題から(施工状況把握)を削除してほしい。(施工状況把握が遠隔臨場の対象と受け止められるため)	施工状況把握のタイミングが分からないことから、段階確認願の様式を準用して実施することとしていましたが、受注者の負担が増えることから、週間工程表等で確認することとし、従来どおり、記録を残す形に修正します。(記録様式を追加します。)
26	62~64	—	③支援業務者	「土(岩)質変化位置、ブルーフローリング等」の監督職員でなければ確認できない項目について、注釈を付けて現場技術員でも確認できる項目と区別してはどうかでしょうか。	監督・検査・成績評価の手引きの土木工事監督技術基準(案)に関するQ&Aにおいて、「Q. 現場技術員は確認する権限がないので、段階確認ができないことになるのでしょうか。⇒A. 設計図書で監督職員が現場技術員(監督補助員)を通じて指示や通知等が行えることになっており段階確認も同様です。ただし現場技術員が確認し直接適否を判断することはできません。監督職員が現場技術員の報告等により適否を判断しなければなりません。」と記載されており、最終的には監督職員が確認しますが、臨場等は監督職員でなければならぬとは考えておりません。

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
27	75	—	③支援業務者	特殊車両通行許可証に「誘導車を配置すること、との条件が付されている場合は、現場到着時及び現場出発時の写真撮影時に、誘導車を含めるように記載すべきではないでしょうか。	誘導車は条件を付された場合における対応であり、特記仕様書の「…荷姿全景、ナンバープレート等…」の”等”の中に含まれております。 なお、誘導車を含め、すべての条件を特記仕様書に記載することはできませんが、通行許可証と照合可能な写真等により、適切に実施されていることの確認をお願いします。
28	76	高知県	①受注者	3-1安全養育 安全教育月半日以上(4時間)ですが複数回に分けた場合の事も記入して欲しい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 ※「なお、作業員全員の参加が困難な場合や工程等により分割する方が効果的な場合などは、複数回に分けて実施する事も可能とする。」を追記
29	87	高知県	①受注者	「※測定結果総括表、測定結果一覧表、工程能力図、ヒストグラムについては品質管理図表にて代用可能なことから、単独での様式の作成・提出は不要とする。」とあることについて品質管理図表(様式-32)の様式を使うことを指定したうえで、使わない場合には別途必要なのか、もう少し補足してほしい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 (5)品質管理資料提出に関する留意点 1)品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。 ①品質管理図表(様式-32) 「※測定結果総括表、測定結果一覧表、工程能力図、ヒストグラムについては品質管理図表にて代用可能なことから、単独での様式の作成・提出は不要とする。」は削除します。 (6)様式 「※測定結果総括表、測定結果一覧表、工程能力図、ヒストグラムについては品質管理図表(様式-32)にて代用可能なことから、単独での様式の作成・提出は不要とする。」を「様式-99について、品質管理図表(様式-32)にて代用する場合は、作成・提出は不要とする。」に修正します。
30	87,102	高知県	①受注者	出来形管理図表及び品質管理図表において、対象物が少数の場合でも必要になるのでしょうか。	出来形管理、品質管理という主旨からは少しおかしいかも知れませんが、統一的な様式でのとりまとめにご協力願います。
31	92	徳島県	③支援業務者	様式-99 コンクリート中の塩分測定表で主任監督員 監督員名になっていますが、測定者ではないでしょうか？	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 ※受注者名、現場代理人氏名に修正。
32	92	—	③支援業務者	本省様式と思われるが、主任監督員氏名、監督員氏名、表内の測定者という記載が他の様式と異なるため、整合を図って頂きたい。	
33	92	—	③支援業務者	3次元計測技術を用いた出来形管理(面管理)様式を追加して頂きたい。(ヒートマップ管理様式追加)	標準様式として、様式-31-2「出来形合否判定総括表」を掲載しています。
34	93~101	—	③支援業務者	建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)に従い資料作成を行っているが、相当古いものであり、必要最低限の様式に変更できないでしょうか。	建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)については、簡素化することが可能なのかも含めて検討していきます。
35	102	徳島県	①受注者	2)出来形管理に関する留意点について、管理基準にないものは事前に監督職員と調整(協議は不要)と記載されているため、協議は行っていないが、中間・完成検査時に管理基準にないものは事前に監督職員と協議しているか？と確認されたことがあるので返答に困る。	調整＝協議ということで簡素化したものであり、出来形管理において、管理基準にないものは事前に監督職員と調整(協議は不要)について周知徹底します。
36	110	愛媛県	①受注者	6-1-3現場発生品調書 当初発注では、現場発生品として指定場所に保管でしたが、設計変更で産業廃棄物処理で処分する場合があります。産業廃棄物委託契約の変更等で労力が掛ってしまうため、極力当初発注内容に組み込んでいただきたい。若しくは、別途業務により産廃業者へ発注をお願いしたい。	分かっている場合は、当初発注に反映し発注することや具体的な条件明示を行うことを職員に指導します。
37	117	—	③支援業務者	施工体制の確認については、施工体制台帳の提出や施工プロセスチェックにより行っており、施工体制把握表の作成については廃止して頂きたい。	工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において「工事現場における施工体制の把握表」を参考に実施し、監督職員は施工体制の把握結果を様式に記録し、工事検査時に技術検査官に提示することとなっているため、引き続き、ご協力をお願いします。
38	120,121	—	③支援業務者	工事完成通知書、引渡書について、マニュアルの工事関係書類一覧表(P[3])では紙での提出に◎が記載されております。マニュアルのP.120,121にその様式が記載されておりますが、令和4年3月版のマニュアルから受注者の押印欄が省略されております。 それを受け、整備局に相談したところ「原則として紙での提出物は押印が必要。但し、現場代理人等の氏名・連絡先となっている様式は、押印は不要。」と回答をいただきました。 しかし、何度も受注者から問い合わせがあることから、「紙の提出物には原則押印が必要」という文章を追加して頂くか、様式を元に戻して頂きたい。	「当面の間、紙での提出物については、押印が必要です。」を追記します。
39	131	高知県	①受注者	7-4中間技術検査について、機器製作がほとんどを占める工事については、対象外となるということを記載されてはいかがでしょうか。	既製品として流通しているものは別として、発注仕様書等に基づき個別に製作される機器については製作・施工過程における施工管理、段階確認は必要と考えていることから、一律に対象外との記載は考えておりません。
40	132	高知県	②発注者	今年度よりシステムの変更(NECSAS→CCMS)に伴い、検査書類一覧に記載のある作成書類がシステムにより作成不可となっている。(例:既済部分検査合格通知書)また反対に記載のない書類をシステムより作成できるようになっている。現在のシステムに合わせたマニュアルの作成をお願いします。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 ※現システムに対応したマニュアルに修正
41	159	—	③支援業務者	9-10成果品にオンライン電子納品を追加して頂きたい。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 ※オンライン電子納品に関する内容を追加

「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答(令和5年3月)

No.	ページ	意見			意見に対する回答
		県	立場	内容	
42	160	—	③支援業務者	受注者の負担となっているため、舗装工事データの作成(OSがWindows XPのPCでなければデータ入力ができない)について、早急に入力様式、システム等を改善して頂きたい。	全国道路施設点検データベースについては、運用が開始されたところです。舗装工事データについても全国道路施設点検データベースへ登録をお願いします。
43	161	高知県	①受注者	9-11ブロックセンター FAX送信ではなくPCメールではダメでしょうか。	様式の提出はFAX等としており、FAXもしくは電子メールにて送付でよいことになっています。「土木工事書類作成マニュアル」にメールアドレスを記載しております。
44	166	香川県	③支援業務者	9-12交通安全管理 交通誘導警備員(A)、交通誘導警備員(B)の集計については、参考に「配置路線を義務付けされた路線の有無」、「検定合格の有無」を表わした図を添付し、どれが交通誘導警備員(A)に該当するかを示したら、より分かり易いと思います。	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 配置を要する路線の交通誘導警備員(A)は、交通管理者が特段の指定をしない場合においては各規制箇所1名配置することとしていますが、配置場所については、現場条件によって異なるため、あらかじめ図示することは困難です。 なお、配置を要する路線を明確にするため、「※直轄国道は、「③都道府県公安委員会が必要と認めた路線」に該当。」を追記します。
45	169	高知県	①受注者	9-12交通安全管理 交通誘導警備員集計表ですが1つの様式にAとBを記入できる様式にしてほしい	交通誘導警備員(A)および(B)については、それぞれの作業時間を集計した延べ人数として計上する必要があるため、各々で提出をお願いします。 なお、提出の際に交通誘導警備員(A)および(B)に分割していただければ、作成する際には(A)、(B)を合わせて整理していただくことは問題ありません。
46	添-12	—	③支援業務者	工事一時中止に係る基本フローが添付されていますが、工事一時中止に係るガイドライン(案)R2年3月のフローを添付してほしい。 工事中止の指示・通知が来て、基本計画書の提出時に工事中止に伴う増加費用や必要工期について協議しておく必要があることを受注者に明示。(最終変更時になって一時中止に係る増加費用について問い合わせがあるケースが多いのが現状)	土木工事書類作成マニュアルを修正します。 作業フローを、「工事一時中止にかかるガイドライン【案】」に掲載のものに修正します。
47	添-23	愛媛県	③支援業務者	マニュアル添付-23について、現在は受注者希望であれば情報共有システム(ASP)の使用が設計変更の対象となり使用しても良いことになっています。しかし、ASPでは維持工事専用の書式を作成できません。	維持工事で使用する維持工事指示書および維持工事完了報告書(兼維持工事確認書)については、以下の四国地整HPに様式を掲載しておりますので、こちらを活用し、書類を作成してください。 http://www.skr.mlit.go.jp/etc/ukeoi/index.htm なお、維持工事指示書および維持工事完了報告書を添付資料とし、情報共有システム(ASP)の工事打合せ簿を用いて、指示・提出することでも問題ございません。
48	添-45	—	③支援業務者	工事打合せ簿等の電子メール実施要領は、ASPの使用に推移した為、不用ではないでしょうか。	原則、情報共有システム(ASP)を使用することとしているため、電子メール実施要領は、土木工事書類作成マニュアルから削除します。
49	その他	愛媛県	①受注者	全体にわたり工事書類簡素化で提出書類は少し減ってきていますが、「提出は必要としないが、提示を求めることがある。」が多く記載されています。提出が無くなっても作成する必要があり、極端に労力に変わりがないように思います。今後も引き続き低減へのご検討をお願い致します。	共通仕様書等に基づき、受注者としては、書類を作成しておく必要がありますので整理をお願いします。なお、引き続き、簡素化に向けマニュアルの改定に努めていきます。
50	その他	徳島県	①受注者	○土木工事共通仕様書 令和2年に1-1-1-11 受注者間の情報共有 が追加され、後の条項がずれました。打合せ簿提出時に、条項が合っているか不安になり、受注毎に毎回確認するようになったため、手間がかかります。これからは1-1-1-11 受注者相互の協力に 受注者間の情報共有を含める等、頭の条項はできるだけ変更がないようにして頂ければ手間が省けます。	極力、手間がかからないよう配慮していきたくと思いますが、条項については、全国統一的なものであり、内容の見直し等により変更となる可能性がありますので、ご理解願います。
51	その他	愛媛県	①受注者	交通誘導警備員の配置について、特記仕様書には検定合格者(A)を1名以上配置する事となっているが、積算については、1規制につき1名しか計上できない。仮に検定合格者がトイレ休憩などで一時現場から離れた時警備業法違反になる恐れがあると思います。そのため複数人の検定合格者(A)を配置し、配置人数分を計上できるよう積算方法を改定してほしい。	配置を要する路線の交通誘導警備員(A)は、交通管理者が特段の指定をしない場合においては各規制箇所1名配置することとしていますが、その交通誘導警備員(A)について交代要員を必要とする場合には、交通誘導警備員(A)を必要日数分計上することとしています。
52	その他	高知県	①受注者	ICT活用工事に対する、協議・施工計画書についての説明・記載例	ICT施工に関する提出書類・協議内容の参考例について、土木工事書類作成マニュアル(四国地方整備局版)に追加する様にします。
53	その他	高知県	①受注者	ICT施工の協議・提出書類の順序や必要な物がいまいち分かりにくく、出先機関では独自に手順を教える所もありますが、これから若手が取り組むにあたり土木工事書類作成マニュアル等で分かりやすく明示してくれば取り組みやすいと思われます。	
54	その他	香川県	①受注者	近年ICT活用工事が増加しているが、ICT活用工事の流れや書式が担当部署毎に違い対応に苦慮している。 四国地整での統一手引きを毎年示してほしい。	
55	その他	—	③支援業務者	ICTに関して、以前までi-construction推進本部の方で「ICTの手引き」が閲覧できていたが、現在閲覧できる状況とはなっておりません。 もしも廃止されていないのであれば、納品に関して受注者からの質問が多数あるため、閲覧できるようにして頂きたい。	「ICTの手引き」について、作成を行い、【四国地方整備局 i-construction】(四国地方整備局HP内)に掲載する様にします。